

第2章

人としての在り方・生き方を考える教育
を充実させ、道徳性・社会性を育みます

テーマ5 「モラルの向上」

■ 背景(課題)

(道徳教育)

小学校では2018年度、中学校では2019年度から「道徳」が「特別の教科 道徳」となった。学習指導要領に位置づけられた道徳科の全面実施に当たり、授業の改善や評価方法について研究していく必要がある。

(人権教育)

社会構造の複雑化や価値観の多様化の中で様々な人権侵害が起きており、同和問題(部落差別)や障害があることに起因する差別や偏見、児童虐待、インターネットによる人権侵害などの問題が存在している。また、近年は社会全体のモラルの低下や家庭の教育力の低下等が指摘されている。そのため、家庭、地域社会、学校等あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進に取り組むことが重要である。

(情報モラル)

スマートフォン等の急速な普及に伴って、SNS等でのトラブルが増加傾向にあり、情報モラルを含めた規範意識の向上が喫緊の課題となっている。

(主権者教育)

選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられたこと等を踏まえ、高等学校3年生など、若い人たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育むことで、公民としての資質・能力を身に付ける必要がある。

■ 関連する施策の実施状況

(道徳教育)

○道徳教育推進事業(共に生きる心豊かな人材育成事業)

道徳教育指導参考資料「明日を拓く一人間としての在り方生き方を求めて」を活用した道徳教育の実践や体験活動、地域貢献活動を行った。

○道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」

道徳教育やモラル向上に関する県・市町村教育委員会、各学校の取組や事業の成果等を道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」に掲載し、各学校の道徳教育の一層の推進と家庭・地域・学校の連携を図った。

(人権教育)

○地域協働生徒指導推進事業

「地域協働生徒指導推進事業」において、いじめ・不登校等の未然防止をテーマとして地域・家庭と連携して児童生徒の健全育成に関する取組を行った。また、12の推進地域において、講演会の実施や児童生徒による標語・ポスター作成などに取り組んだ。

○人権教育に関する教職員の研修

人権教育に関する理解と認識を深めるため、各種研修で人権教育に関する講座を実施した。

○人権教育に関する教育方法の研究等

学校における人権教育の実践に関する研究委託及び補助を実施し、研究指定校

等の実践的な取組や研究成果を全県的に紹介することで、各学校における人権教育の一層の推進を図った。

〈主な実績〉

施策名	内 容
人権教育研究委託 (県内7地区)	人権尊重の精神に基づき、同和教育を始めとする人権教育を推進するため、人権教育研究会へ研究委託
人権教育研究指定校 (小学校2校)	人権教育に関する指導法等の改善・充実、人権意識を養うための指導の在り方を研究
人権教育総合推進地域 (1地域)	学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進
人権教育研究委嘱校 (中学校1校)	人権意識を養うための指導の在り方について研究
人権教育推進事業費補助 (1団体)	同和教育を始めとする人権教育を推進するため、愛知県人権教育研究会に対して補助
高等学校教育課程 課題研究委託	人権尊重の精神の涵養と実践力の育成を目的とする教育活動の在り方についての研究を、校長会へ研究委託

○学校における人権教育の推進（人権週間を中心とした取組）

各学校で人権週間を中心とした期間に、講演会やDVDの視聴、人権問題を取り上げた授業など、人権問題に対する理解や認識を深めるための取組を実施した。

○社会教育における人権教育

人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の払拭^{はつしよく}を図り、人権に関わる問題の解決に資することができるようPTA関係者等を対象に、社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進した。

〈主な実績〉

施策名	内 容
中央研修会	年4回、参加705人（西尾張、東尾張、西三河、東三河）
地区研修会	年10回、参加1,160人（尾張、海部、知多、西三河、東三河、新城設楽）

○人権啓発の推進

「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づく啓発行事や指導者研修会、新聞・交通広告等による啓発及び「あいち人権啓発プラザ」を拠点とした啓発業務の充実を図った。

○教育キャンペーンの実施

教育相談の充実について、「～児童生徒一人一人に対して、きめ細かな対応をしていきます～」を重点テーマに設定し、県内の学校や市町村教育委員会の活動用として啓発資材（ポケットティッシュ）を作成し、配付した（78団体、52,000個配付）。

児童生徒や保護者がスマートフォン等で気軽に検索できるように、啓発資材に、いじめや家庭教育等の電話相談窓口一覧のWebページのQRコードを印刷し、キャンペーン活動の周知に努めた。



(情報モラル)

○高P連指導者研修会等での学習機会の提供

愛知県公立高等学校PTA連合会指導者研修会等において、携帯電話やスマートフォンの安心・安全な利用について取り上げたり、総務省が実施するe-ネットキャラバンについての周知を図ったりするなど、学習機会の提供に努めた。

○ネットパトロール事業の実施

ネットパトロール事業を実施し、インターネット上の不適切な書き込みを早期に発見・対応するとともに、情報モラルの向上を図った。

(主権者教育)

○高等学校における主権者教育に関する取組

「高等学校教育課程課題研究（地理歴史・公民研究班）」で、主体的・対話的で深い学びを取り入れた主権者教育の授業実践例をまとめ、総合教育センターのホームページ上に公開した。

公民科教員を対象とする「高等学校教育課程愛知県説明会（公民部会）」で、新学習指導要領における主権者教育の位置付けを周知した。

■ 取組の成果

(道徳教育)

- ・ 道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」は、1日当たりのアクセス件数1,275件〔前年度1,382件〕と一定数以上の利用があり、道徳教育の推進に役立った。
- ・ 道徳教育推進事業（共に生きる心豊かな人材育成事業）の実践指定校10校（高等学校8校、特別支援学校2校）において、道徳教育の実践や様々な体験活動を行い、児童生徒に自己有用感や生きる力を身に付けさせることができた。

(人権教育)

- ・ 研究委託地区での各々の実態に応じた実践を通し、児童生徒が人権感覚を磨き、自分と共に他の人を認めていくという人権教育の目標に迫ることができた。

(情報モラル)

- ・ ネットパトロール事業では、検出された書き込みに対し、学校が適切に対応し、特に緊急性が高いと判断される書き込みに対しては、学校と教育委員会が連携して対応することができた。

(主権者教育)

- ・ 「高等学校教育課程課題研究（地理歴史・公民研究班）」で授業実践例をまとめ、総合教育センターのホームページ上に公開し、主権者教育の研究成果を広く普及することができた。
- ・ 「高等学校教育課程愛知県説明会（公民部会）」では、新学習指導要領における主権者教育の位置付けについて理解を深めることができた。

■ 今後の方向性

〈短期的に取り組むこと〉

(道徳教育)

- ・ 地域貢献活動など、子どもたちが主体となった様々な体験活動を通して、道徳性・社会性を発揮できる児童生徒を育てていく。
- ・ 全国学力・学習状況調査で、「自分にはよいところがある」と回答した本県の児童生徒の割合は全国平均とほぼ同じだが、今後も自己肯定感を育てていく必

要がある。学校教育活動の中で、道徳性・社会性・人権尊重の精神を育む体験活動を設定し、子どもたちのよさを伸ばす評価を行い、さらに自己肯定感等の育成に努めていく。

- ・ 「特別の教科 道徳」の授業づくりと評価方法について、実践を通して研究を行うとともに、その成果を普及させるため、「モラルBOX」への掲載内容の一層の充実を図っていく。

(人権教育)

- ・ インターネットを用いた誹謗中傷や性的少数者に関する問題等、時宜に応じた人権課題についても積極的に研修会の内容に取り入れるなど、内容の更新を図っていく。
- ・ 中央研修会及び地区研修会は、多くの参加人数を集める研修会となっているが、さらに、これまでに参加したことのない者の参加を促進していく。
- ・ 教職員が人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るために、校長始め職務や経験年数に応じて、新たな課題に対応した研修を行うとともに、研修内容を一層充実させていく。

(情報モラル)

- ・ 情報化社会に主体的に対応する力を身に付けさせるために、各学校が家庭や地域と協働して効果的な取組を行っていく。
- ・ 無料通話アプリやSNS等による嫌がらせ、トラブルも起きており、引き続きスマートフォン等の適切な使い方を指導していく。

(主権者教育)

- ・ 研究会や研究指定校の実践、研究成果を普及させることにより、主体的・対話的で深い学びを取り入れた主権者教育の充実を図っていく。
- ・ 公民科の教員を対象とした研修会において、主体的・対話的で深い学びを取り入れた主権者教育の優れた授業実践例を発表する機会を設けるなど、主権者教育に取り組む教員の指導力向上を図っていく。

〈長期的に取り組むこと〉

(道徳教育)

- ・ 道徳性・社会性の向上、人権尊重の精神の涵養のためには、粘り強い取組が必要であることから、家庭・地域・学校が連携した取組を一層充実させていく。

(人権教育)

- ・ 人権意識を向上させるためには、継続した取組が必要であることから、子どもの発達段階や実態を考慮し、各教科、「特別の教科 道徳」、特別活動等を含めた教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める教育を推進していく。

(主権者教育)

- ・ これからの時代を担う子どもたちが、民主的な社会を形成する一員として生きていく上で必要な能力や資質を身に付けられるよう、小学校から高等学校までの主権者教育を体系的に進め、より一層の充実を図っていく。

(関係課室：教育企画課、生涯学習課、高等学校教育課、義務教育課)

テーマ6 「いじめ・不登校等への対応」

■ 背景(課題)

いじめは、子どもたちの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの人権に関わる重大な問題である。本県のいじめの認知件数は増加傾向にあるが、各学校において、積極的にいじめを認知し、解決を図ろうとしていることの表れ(図表1の2016年度以降の認知件数の急増は、同年3月、学校がさらに積極的な認知を行うよう促す文部科学省通知が出されたため。)と捉えている。

また、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)の施行を受け、本県においても2014年度に「愛知県いじめ防止基本方針」を策定(2017年12月改定)するとともに、知事及び教育委員会の附属機関として「愛知県いじめ問題調査委員会」及び「愛知県いじめ問題対策委員会」を設置するなどの取組を進めてきた。

いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題であることを踏まえ、未然防止・早期発見・早期対応を基本として、いじめ問題の解消に当たっている。

【図表1:いじめの認知件数の推移】(国・公・私立) 単位:件

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
2015	7,504(4位)	4,428(2位)	973(1位)	16(21位)
2016	10,431(8位)	4,710(2位)	1,079(1位)	26(23位)
2017	13,023(9位)	5,072(3位)	1,027(1位)	29(29位)
2018	19,774(7位)	5,896(3位)	1,155(2位)	21(38位)

※文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より、愛知県分を抜粋。
()内は全国順位。

小・中学校の不登校児童生徒数は、全国同様、前年度より増加しており、小・中学校ともに過去最多、高等学校においても増加傾向にある(図表2)。

【図表2:1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移】(国・公・私立) 単位:人

年度	小学校		中学校		高等学校	
	愛知	全国	愛知	全国	愛知	全国
2015	5.3	4.2	32.6	28.3	10.3	14.9
2016	6.0	4.7	35.1	30.1	10.1	14.7
2017	6.6	5.4	36.6	32.5	10.7	15.1
2018	8.1	7.0	39.7	36.5	11.3	16.3
2017-2018比較	1.5	1.6	3.1	4.0	0.6	1.2
2018 全国順位	第7位 (前年度5位)		第9位 (前年度6位)		第40位 (前年度37位)	

■ 関連する施策の実施状況

○公立学校へのスクールカウンセラーの設置

公立中学校・義務教育学校全校へのスクールカウンセラーの設置を継続するとともに、中学校を拠点として小学校へスクールカウンセラーが訪問相談を行う「小中連携校」を増加させ、相談体制のより一層の充実を図った。

また、スクールカウンセラースーパーバイザー（指導的立場の臨床心理士または公認心理士）5人を継続配置し、スクールカウンセラーの資質向上を図るとともに、緊急支援が必要な事案や重篤事案に適切に対応できるようにした（図表3）。

【図表3：スクールカウンセラーの配置人数】 単位：人

年度	小学校	中学校	小中連携校	高等学校	特別支援学校	スーパーバイザー
2019	164	241	65	54	1	5

※公立学校
（名古屋市立
を除く。）
の配置人数
福祉局配置
を含む。

○スクールソーシャルワーカーを設置する市町村への補助

いじめや暴力行為等の問題行動、不登校等の生徒指導上の諸課題に対し、社会福祉等の専門的な知識・技術によって対応するため、2016年度にスクールソーシャルワーカーを設置する市町村に対する補助制度を創設した。2019年度は20市町（計42人）へ補助を行った。

○県立学校へのスクールソーシャルワーカーの設置

関係機関と連携し、子どもたちの置かれた環境に働きかけながら問題の解決を図るため、2019年度は、7人のスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置し、必要に応じて全県立高等学校へ派遣できるようにした。また、特別支援学校にも新たにスクールソーシャルワーカー1人を拠点校に配置した。

○24時間いじめ電話相談事業

（子どもSOS ほっとライン24）の継続実施

いじめ問題や、交友関係のトラブル、心配な友達の存在など、子どもの悩みを広く受け止められるように、年末年始を含め365日24時間体制でいじめ電話相談を実施した（図表4）。

【図表4：24時間いじめ電話相談事業

（子どもSOS ほっとライン24）の相談件数】 単位：件

年度	相談件数	うちいじめ相談回数
2017	10,021	191
2018	9,252	189
2019	9,397	367

○家庭教育コーディネーター設置事業・家庭教育支援員活動事業の実施

家庭教育コーディネーターが、小・中学生を対象として不登校を中心とする家庭教育上の問題を抱える家庭を訪問し、相談支援を行った。また、家庭教育コーディネーターの助言のもと、大学生である家庭教育支援員（ホームフレンド）を、児童生徒の心の安定を図るための話し相手、遊び相手として派遣した。

（家庭教育コーディネーター17人、ホームフレンド22人）

○ネットパトロール事業の実施

いじめの早期対応・未然防止を図るため、専門業者に委託し、県立学校に関するインターネット上の学校非公式サイト等を定期的に検索・監視して、いじめにつながる書き込みや画像等を見つけるネットパトロールを実施した。

○校内生徒指導体制の充実

学校では、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ・不登校対策委員会」等を組織し、研修による教職員の意識の向上や児童生徒へのアンケート内容の工夫等による積極的な実態把握に努めた。把握した事案については、スクールカウンセラーや養護教諭などとも連携して全校体制で解決に当たっている。

○学校と警察との連携を始めとする関係機関等との連携強化

県教育委員会と県警察本部の協定と同様、市町村教育委員会と所轄署の連携を支援して学校と警察の連携強化を図った。「学校警察等連絡協議会」の開催や生徒指導担当指導主事会での県警少年課・サイバー犯罪対策課担当者の講話を行った。

■ 取組の成果

本県の小・中・高等学校でのいじめの認知件数は全国でも上位であるが、ささいな事案も見逃さず、きめ細かい対応に努めている結果だと捉えている。なお、2018年度に認知したいじめ 26,846 件のうち、81.8%に当たる 21,954 件について解消が図られた（図表 5）。

【図表 5:いじめの現在の状況(小・中・高・特支学校を含む)】(国・公・私立) 単位:件

解消しているもの	解消に向けて取組中	その他	合計
21,954 (81.8%)	4,819(18.0%)	73(0.3%)	26,846

※文部科学省「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より、愛知県分を抜粋。

・スクールカウンセラー設置事業

(スクールカウンセラー)

2019 年度の相談件数は、小・中・高等学校・特別支援学校で、合計 115,395 件であった（図表 6）。

小・中学校における相談内容は、「心身の発達」「不登校」に関する内容が半数を超えている。また、相談の結果、欠席日数が減少するなどのよい変化が見られた割合は小・中学校ともに 5 割を超えている。高等学校における相談内容は、「家庭環境」「心身の健康・保健」「不登校」に関する内容が多く、47%を超えている。

【図表 6:スクールカウンセラーへの相談件数】 単位:件

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
2017	37,538	61,266	11,304	—	110,108
2018	38,476	62,890	10,322	—	111,688
2019	40,950	62,065	11,894	486	115,395

(スクールカウンセラースーパーバイザー)

各高等学校、各教育事務所・支所を通じて各市町村教育委員会から緊急支援の要請があったときに、学校での緊急支援体制の中心的な役割を担い、支援計画等について学校や市町村教育委員会と協議し、支援を進めることができた。

・市町村のスクールソーシャルワーカー設置事業への支援

連絡協議会で協議を重ねることで、教職員とスクールソーシャルワーカーの連携がより図られるようになった。教員が子どもの指導に専念でき、精神的な負担感の軽減につながった。

・県立学校へのスクールソーシャルワーカー設置事業

スクールソーシャルワーカーの支援によって、学校・家庭が外部専門機関と連携しやすくなり、家庭環境等が改善された結果、学校生活に取り組む生徒の意欲が向上するなどの成果が見られた。

2019 年度、県立高等学校に配置した 7 人のスクールソーシャルワーカーが支援した生徒 312 人のうち、状況が好転した生徒は 135 人（43.3%）であった。状況が好転していない 177 人の生徒についても、スクールソーシャルワーカーの継続的な支援により学校生活を継続できるなど、スクールソーシャルワーカーの存在自体が生徒の支えになっている。

新たに特別支援学校にも 1 人を配置し、43 人の幼児児童生徒を支援し、11 人（25.6%）の状況が好転した。特別支援学校では、幼児児童生徒の障害の状況を踏まえ、各関係機関と連携しながら、より専門的な立場から家庭環境など複雑な問題を解決し、幼児児童生徒の学校生活をサポートする体制の構築が図られた。

・家庭教育コーディネーター設置事業・家庭教育支援員活動事業

家庭教育コーディネーター及びホームフレンドによる支援によって、不登校傾向の児童生徒が適応指導教室に行くようになったり登校に意欲的になったりするなど、状況の好転が多く見られた。

2019年度、家庭教育コーディネーターが相談・支援を行った112人の児童生徒のうち、状況が好転したのは90人(80.4%)であった。また、ホームフレンドが関わった64人の児童生徒のうち、状況が好転したのは57人(89.1%)であった。

・ネットパトロール事業

いじめやトラブルに関する書き込みや児童生徒の個人情報等の早期発見により、いじめ等問題行動への早期対応及び情報モラル教育に役立っている。

■ 今後の方向性

〈短期的に取り組むこと〉

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」については、各学校におけるいじめ防止の取組について、PDCAサイクルで見直しを図り、より実効性のあるものとなるよう、市町村教育委員会及び学校に促していく。それとともに、各学校で、基本方針を用いた教員研修が深められるよう働きかけていく。
- ・ 愛知県生徒指導推進協議会等で作成した生徒指導リーフレットを活用して、生徒指導体制の充実や関係機関との連携を働きかける。また、初任者研修や生徒指導担当指導主事会等で、生徒指導リーフレットを活用した研修を実施する。
- ・ 解決困難ないじめが発生した場合、弁護士や警察関係者等から組織する「いじめ対応支援チーム」による市町村への支援を引き続き推進する。また、こうした現状を踏まえて、スクールロイヤーの配置を検討していく。
- ・ いじめや不登校の未然防止に向け、児童生徒相互の良好な人間関係づくりを推進し、魅力ある学校づくり調査研究事業の成果を発信していく。

〈長期的に取り組むこと〉

- ・ 学校だけでは対応が困難な問題の解決に向けて、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの有効活用を進めるとともに、関係機関と連携して取り組む体制の整備・充実を図っていく。
 - ・ スクールカウンセラーについては、小中連携を考慮した配置やいじめや不登校の未然防止に向けた取組など、さらに効果的な活用を工夫していく。
 - ・ 家庭教育コーディネーターやホームフレンドは、不登校等困難を抱えている家庭に直接支援を届けるという点で意義のあるものであり、継続して配置し、積極的に相談支援活動を行っていく。
 - ・ いじめの未然防止に向けた取組を強化し、いじめを見逃さず、積極的に解消に努め、解消後も継続的に見守る体制の整備を推進する。特に、ネット上のいじめ防止のために、情報モラルの向上に関する取組と併せて、相談しやすい人間関係づくりを進めていく。
 - ・ 県立学校では、県警察本部と締結した協定書に基づき、適時・的確に情報を共有できるよう連絡体制の充実を一層図る。また、市町村教育委員会においても、警察を始めとする関係機関との連携を強化するための支援を行っていく。
- (関係課室：生涯学習課、高等学校教育課、義務教育課、特別支援教育課、県民文化局学事振興課私学振興室)

